

平成29年2月15日

厚労省に2点検討していただきたいことがあります。

1点目は、私が第7回専門委員会で提唱した審査会の委員構成の資格と身分が偏っていないのかという疑問についてですが、保険者を代表するもの・学識経験者・施術担当者を代表する者の各都道府県の構成委員について氏名を除くそれぞれの資格と身分、所属について開示を厚労省にお願いします。

保険者は開業整形外科医ばかり、学識経験者の委員長が元協会けんぽ職員、柔整師は日整会員がほとんどという県があると聞きます。

また、すべての保険者が柔整審査会を通すべきで、厚労省には受領委任取扱規定の曖昧な部分の訂正を求めます。

2点目は、第9回専門委員会で提唱した具体案の検討が必要であり、「年内を目処に方針を決め、周知を図った上で平成29年度から実施を目指すもの」の5番と7番についてですが、法的には保険者と柔整師は対等な立場で柔整師に対する調査権は保険者にはなく、また柔整師と審査会には元々何の法律関係もありません。健康保険法に何ら根拠のない組織に調査権を与えることはできないと思われます。厚労省はこのまま推し進めるつもりでしょうか。これは例えるならば裁判所に捜査をさせるようなもので、法体系上それがゆるされるのか大きな疑問があります。

厚労省に以上の2点の検討をよろしくお願い致します。